

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業 『くじらランチ』パンフレット等作成業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

日本遺産「鯨とともに生きる」エリアを訪れる観光客の消費拡大を目指して、鯨を活用した料理『くじらランチ』の開発を行う事業者を支援するため、『くじらランチ』のパンフレット及びミニタペストリーを作成する。

については、本業務の委託について、プロポーザルにより委託事業者選定を行うため、企画提案募集を行う。

2 事業内容

(1) 委託業務名

日本遺産「鯨とともに生きる」総合活用活性化事業『くじらランチ』パンフレット等作成業務

(2) 業務内容

① パンフレットの制作および発送

② ミニタペストリーの制作

詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

(3) 予算上限額

金 1,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 納入期限等

① パンフレットの納入期限

平成31年1月31日（木）

② ミニタペストリーの納入期限

平成31年1月31日（木）

(5) 委託契約書

選定した委託業者に対して別途委託契約書を作成する。

3 企画提案書について

企画提案書は、「2 事業内容」に留意のうえ、次により作成すること。

※ 企画書はA4サイズで作成してください。

(1) パンフレット：表紙案

※ 提案者が考えるタイトル案（別添仕様書4①関係）を用いて提案すること。3案まで提案を受け付ける。

(2) パンフレット：鯨肉の特徴や日本遺産の説明、『くじらランチ』取扱い証（タペストリー）の説明案

※ 読者の鯨料理を食べたいという動機を喚起する内容とすること。

※ 日本遺産ストーリーを誰もが理解できるよう簡潔に紹介すること。

(3) パンフレット：『くじらランチ』紹介ページ案

※ 各料理には料理研究家による「おすすめコメント」を掲載するため、そのスペースを確保すること。

※ 文章は、実際に使用するものに極めて近いものであること。

(4) ミニタペストリー：ロゴマークおよびミニタペストリーデザイン案

※ 実物大のイメージ図を提出すること。

4 委託事業者選定方法

- (1) 業務内容に合致する事業者を選定するためプロポーザルを実施する。
- (2) プロポーザルにより、業務執行能力を最も有すると判断された事業者を委託事業者として選定する。

5 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと。
- (4) 国税、県税（県内事業者のみ）について未納のない者。

6 参加対象資格に係る提出書類

- (1) プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。
 - ① 提案者の概要書（様式 1）
 - ② 誓約書（様式 2）
 - ③ 役員等に関する調書（様式 3）
 - ④ 法人にあっては、財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近 1 年分）、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し（直近 1 年分）
 - ⑤ 法人にあっては、定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類、個人にあっては、住民票
 - ⑥ 印鑑証明
 - ⑦ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明
※ 発行後 3 ヶ月を経過していないもの。
 - ⑧ 都道府県税について未納がない旨の証明書（県内事業者のみ）
- (2) 提出書類の留意事項
 - ① 正本 1 部を提出すること。〈持参・郵送〉
 - ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - ③ 必要と認める場合は追加資料を求めることがある。
 - ④ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格（業務種目大分類が企画・広告・イベント）を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより（1）の③～⑧の提出書類を当該書類に代えることができる。
- (3) 提出期限
平成 30 年 11 月 2 日（金）17:00 まで

7 プロポーザル説明会

プロポーザル参加希望事業者向けに説明会を開催するので参加申込書（様式 4）を提出すること。
〈持参・郵送・FAX〉

なお、当該説明会に出席しない事業者はプロポーザルに参加できない。

- (1) 開催日時：平成30年10月19日（金）10:00から
- (2) 開催場所：和歌山県庁 会議室東2-A（東別館2F）
※都合により、時間及び場所を変更することがある。
- (3) 申込期限：平成30年10月16日（火）17:00まで

8 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

- (1) プロポーザルに参加する意思のある事業者については、参加表明書（様式5）を提出すること。
＜持参・郵送・FAX＞
また、企画提案に関する質問がある場合は、質問票（様式6）を提出すること。
＜メール・FAX＞
- (2) 参加表明及び質問票提出期限：平成30年10月23日（火）17:00まで

9 プロポーザル提案書等の提出

- (1) プロポーザル参加者は、「企画提案書（様式任意）」を5部提出すること。
＜持参・郵送・宅配＞
- (2) 見積書（様式は任意だが、次の①～③に留意すること）（1部）
 - ① 一式計上は認めない。
企画・取材・編集・データ納品・印刷費等明細を記載すること。
 - ② あて先「熊野灘捕鯨文化継承協議会 会長 山西毅治」
 - ③ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。
 - ④ 消費税及び地方消費税※ 見積額が上記2（3）の予算上限額を超えた場合は失格とする。
- (3) 企画提案書・見積書提出期限：平成30年11月2日（金）17:00まで

10 プロポーザル実施方法等

- (1) プロポーザル参加事業者からあらかじめ提出された提案書に基づき審査会において書類審査のうえ総合的に評価し、決定する。
- (2) プロポーザルの結果については、各参加事業者に書面（郵送）にて通知する。

11 その他特記事項

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。
- (4) 別添仕様書の「5 その他」に留意すること。

12 各関係書類提出場所

熊野灘捕鯨文化継承協議会事務局
（和歌山県商工観光労働部 観光局 観光振興課内）
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1
電 話：073-441-2777
F A X：073-432-8313
E-mail：kuramitsu_r0001@pref.wakayama.lg.jp

担 当： 藏光・藤本

13 スケジュール **再掲**

(1) プロポーザル説明会及び参加申し込み

【説明会日時】 平成30年10月19日（金）10:00～

【場 所】和歌山県庁 会議室東2-A（東別館2F）

【申 込 期 限】 平成30年10月16日（火）17:00まで

(2) プロポーザル参加表明書及び質問票

【提 出 期 限】 平成30年10月23日（火）17:00まで

(3) プロポーザル提案書、見積書及び参加対象資格に係る書類

【提 出 期 限】 平成30年11月2日（金）17:00まで

(4) プロポーザル実施・決定通知

【決 定 通 知】 提案書提出期限後1週間程度